

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

② 評価調査者研修修了番号

SK2021131 SK2021132 第 2016-03 号第 2022-05 号

③ 施設の情報

名称：岐阜県立わかあゆ学園	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：河村 勝博	定員（利用人数）： 50（9）名	
所在地：岐阜県揖斐郡大野町桜大門457		
TEL：0585-32-2240	ホームページ： www.pref.gifu.lg.jp/wakaayu	
【施設の概要】		
開設年月日 明治42年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：岐阜県		
職員数	常勤職員： 20名	非常勤職員 12名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
	社会教育主事 1名	看護師 1名
	社会福祉士 5名	公認心理師 1名
	保育士 4名	教員(小または中学校) 4名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	管理指導棟14 第一寮8 第二寮9	園長室 相談室 職員室2 図書室 分校教室5 特別教室4 保健室 舎監室各1 静養室各1 居室各6 体育館 プール 食堂 厨房 ゲストハウス3

④ 理念・基本方針

理念

「克己心を育て敬愛の精神を培う」

「共感・共汗・共学」

基本方針

<めざす児童の姿>

①目標を持ち、規律ある生活づくりができる

②責任を持ち、最後までやり抜くことができる

③お互いの願いを大切にし、協力することができる

<めざす指導者の姿>

- ①「児童が主人公」という自覚に立ち、児童の権利を守り自己肯定感を高める指導・支援を追究する。
- ②「共感・共汗・共学」の具現に徹した指導・支援を追究する。

⑤施設の特徴的な取組

令和5年度、特に取り組んでいること

- (1) 子どもの権利擁護と最善の利益を追求する
 - ・子どもの権利擁護と最善の利益を追求した自立支援の遂行
 - ・温かさや厳しさをもった指導力
 - ・個別対応の力
 - ・危機管理能力の向上
 - ・人権感覚を磨く
 - ・児童への体罰、暴言の撲滅
- (2) 自立支援・地域連携の専門性の向上
 - ・職員の専門性の向上
 - ・自立支援係と地域連携係のさらなる連携強化
- (3) 家庭(養育者)支援の充実
 - ・迎い入れる家族の準備
 - ・焦点化した指導及び支援
- (4) 分校・原籍校とのさらなる連携強化
 - ・男女共修の導入に伴い分校運営の支援
 - ・援助方法の統一
 - ・学力向上
 - ・原籍校との連携により退所後の学校定着
- (5) アフターケアの充実と強化
 - ・家族との信頼関係の構築
 - ・退園後半年間は特に集中して関わる
 - ・復帰支援会議を地域で行う
- (6) 危機管理意識の向上
 - ・毎月の施設安全点検
 - ・児童の言動に注視
 - ・無断外出訓練の実施

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(和暦)	令和5年6月23日(契約日)～ 令和6年2月29日(評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

<学校教育と連携を密にした支援体制ができている。>

学校教育と連携した支援体制が確立されており、学校との情報交換や情報収集を確実にを行い連携した支援ができている。学年相応の学力に達しない子どもに対して、個別支援の一環として、寮の職員が手作りの学習プリントを使って指導を行っており、日課には学習時間や当直の職員と反省会の時間を設けている。

<各職員との連携を活かした総合的な支援ができている。>

学園の職員は、様々な課題や生きづらさを感じている子どもたちに日々温かく接し、専門職や担当職員として、それぞれの立場から丁寧な支援に努めている。例えば、保健指導専門職員は、健康管理や医療面でのサポートを充実させている。そして、寮職員は、規則正しい生活の中で、学習への関わりや心理面でのフォローを行い、子どもたちが適切な指導を受けながら回復の兆しをつかんでいくようサポートしている。このような総合的なアプローチにより、子どもたちの成長を見守り、彼らが健やかに育つための環境が整えられている。

◇改善を求められる点

<心理職員の常勤配置が望まれる。>

心理的ケアの必要な子どもへの対応について、必要に応じて児童精神科の嘱託医に相談し、適切な助言を受け、心の安定を図っているが、常勤の心理職員が配置されておらず、心理療法の充実に課題がある。心理面のケアも大切であるので、今後、心理職員が常勤で配置されることを期待する。

<生活環境のプライバシー確保に課題がある。>

日常的な生活の場面においては、子どものプライバシー保護に配慮した支援に努めている。一方、ハード面については、建物の設計構造は古く、居室等はカーテンや衝立等を用いて、仕切りをつくる等、子どものプライバシー確保に向けた取り組みを行っているが、個室化は進んでおらず課題が残る。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、社会的養護関係施設第三者評価を受審いたしましたが、受審を通して、支援のあり方や施設経営についての様々な気づきを得ることができました。ご指摘をいただいた点につきまして、改善するとともに、気づいた点等を再度確認して改善に向けて取り組んでまいります。また、今後とも、多様化するニーズに対応した支援の提供に努めていきたいと考えています。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。